



佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

平成26年3月26日
公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
(アバンセ指定管理者)
担当：前山、坂本
〒840-0815 佐賀市天神三丁目 2-11
電話 0952-26-0011
E-mail maeyama-satoshi@avance.or.jp

アバンセ利用料金の改定と利用料金の減免についてお知らせします

- (1) 佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（以下「アバンセ」という。）
の利用料金の改定について

本年4月1日（火）から消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、アバンセの施設及び附属設備の利用料金を改定いたします。

改定後の利用料金は、本年4月1日（火）以降の施設利用分から適用されます。

アバンセのホームページに改定後の利用料金をお知らせしていますので、ご覧ください。

アバンセHP：<http://www.avance.or.jp>

- (2) 障害者及び障害者団体の方が利用される場合の利用料金の減免について

障害者及び障害者団体の方々が、相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的として、
本年4月1日以降アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額
します。

適用要件等詳しくは、アバンセの貸館担当若しくは管理部へお問い合わせください。

電話：0952-26-0011